

## 入 札 説 明 書

「独立行政法人日本芸術文化振興会舞台技術用端末の賃貸借（令和6年9月から36か月）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 調達概要

- (1) 件 名 独立行政法人日本芸術文化振興会舞台技術用端末の賃貸借（令和6年9月から36か月）
- (2) 納 入 場 所 東京都千代田区隼町4番1号（国立劇場構内）  
大阪府中央区日本橋一丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 概 要 本件は、国立劇場構内及び国立文楽劇場構内の舞台技術用端末の賃貸借及び保守業務である。
- (4) 賃貸借期間 令和6年9月1日（日）から令和9年8月31日（火）まで

### 2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和6年度の「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) ISO9001の認証を取得していること。
- (6) 本公告に示した物品の保守業務を実施する組織・部署において、当該保守業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）についてISO／

IEC27001又はJISQ27001に基づく認証を取得していること。

- (7) 仕様書に示す物品及び役務を提供できることを自ら証明し、契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長）による確認を受けた者であること。
- (8) 本公告に示した物品に係る保守体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 本公告に示した物品を、第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。
- (10) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できるものであること。

### 3. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部契約課契約係

担当者 下田

電話 050-1754-3635（直通）

### 4. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記2. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記2. (1) 及び(3) から(10) までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記2. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

#### ①提出期間

令和6年6月6日（木）から令和6年6月27日（木）までの、土曜日、日曜日及び令和6年7月1日（月）を除く午前10時から午後5時まで。

#### ②提出先

上記3. に同じ。

#### ③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は全庁統一資格の写し

②上記2.（5）に掲げる資格があることを判断できるISO9001の認証登録証の写し

③上記2.（6）に掲げる資格があることを判断できるISO/IEC27001又はJISQ27001の認証登録証の写し

④納入物品一覧表

仕様書に示す納入しようとする機器装置の製造社名、型番、機種、バージョン及び数量等必要事項を記載すること。（任意様式）

⑤納入物品の仕様書等

④で記載した物品が、仕様書の要件をすべて満たすことを証明する仕様書、カタログ又は製造者若しくは輸入代理店による機能証明書等を提出すること。カタログを提出する場合は、該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカを引くこと。

⑥機能証明書（別記様式2）

別紙の仕様書に示す条件等の項目に応じて数値又は具体的な表現で記載すること。

⑦保守体制図（任意様式）

a. 平日、時間外、休日等それぞれの連絡先、事業者名及び対応部署等を明記すること。

b. 連絡体制を明確化し、振興会担当職員等の関係者への連絡を、円滑かつ迅速に行える仕組みとすること。

c. 日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。また、責任を明確にし、体制図を示すこと。

d. 障害発生時等に迅速な対応を可能とするため、一元的に保守業務の受付を行う保守対応窓口を設置すること。

⑧納入物品について第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明する書類（任意様式）

⑨誓約書（別記様式3）

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

(5) その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤申請書及び資料に関する問合せ先  
上記3. に同じ。

5. 質問について

- (1) 期 限：令和6年6月26日（水）午後5時
- (2) 仕様に関する質問は、総務企画部情報推進課にて文書で受け付ける。  
FAX番号 03-3265-6040  
質問に対する回答は、独立行政法人日本芸術文化振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

6. 競争執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和6年7月4日（木）午前11時
- (2) 場 所：東京都千代田区隼町4番1号  
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室  
※遅刻の場合は、入札に参加できない。

7. 入札方法

入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と法人等の名称を記し、封印すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8. 入札保証金及び契約保証金 免除

9. 入札の無効

本件の競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他独立行政法人日本芸

術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札書及び郵便による入札書、電信による入札書は無効とする。

#### 10. 落札者の決定方法

本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 11. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があつた場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

#### 12. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

#### 13. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3. に同じ。

#### 14. その他

- (1) 落札者は落札決定後速やかに内訳表（任意様式）を提出すること。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる公的機関が発行した書類の写しを併せて提出すること。（例：東京都競争入札参加資格受付票）

- (4) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HP トップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- (5) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。
- (6) 本入札説明書の別記様式1、別記様式2、別記様式3、入札書、委任状、内訳表（任意様式）及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書についての第2号様式の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

競争参加資格確認申請書

令和6年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和6年6月6日付で公告のありました「独立行政法人日本芸術文化振興会舞台技術用  
端末の賃貸借（令和6年9月から36か月）」に係る競争参加資格について確認されたく、  
下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当す  
る者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、指  
名停止を受けていないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約しま  
す。

記

1. 入札説明書 記4.(3)①に定める独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名  
競争）参加資格認定通知書又は全省庁統一資格の写し
2. 入札説明書 記4.(3)②に定める認証登録証の写し
3. 入札説明書 記4.(3)③に定める認証登録証の写し
4. 入札説明書 記4.(3)④に定める納入物品一覧表（任意様式）
5. 入札説明書 記4.(3)⑤に定める納入物品の仕様書等
6. 入札説明書 記4.(3)⑥に定める機能証明書（別記様式2）
7. 入札説明書 記4.(3)⑦に定める保守体制図（任意様式）
8. 入札説明書 記4.(3)⑧に定める第三者をしての貸付の証明書（任意様式）（該当  
する者のみ）
9. 入札説明書 記4.(3)⑨に定める誓約書（別記様式3）

以上

本件責任者（氏名）

---

担 当 者（氏名）

---

責任者連絡先（電話番号）：

---

担当者連絡先（電話番号）：

---

## 機能証明書

商号または名称：

独立行政法人日本芸術文化振興会舞台技術用端末の賃貸借  
(令和6年9月から36か月)仕様書に対する

条 件	仕様書の項目に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
3. 機器要件	
以下の要件を満たすハードウェア及びソフトウェア（以下「機器等」という。）により構成されており、問題なく動作すること。	
3.2. 調達物品に備えるべき技術的要件	
3.2.1. 包括的要件	
(1) 納入する機器等は、原則として提案時点で製品化されていること。 また、市場に流通しているメーカーの純正品又は推奨品であること。製品を改造（加工を施し搭載する等）したもの、ショップオリジナル製品については、これを認めない。	
(2) 保守及び管理の一元化を考慮し、機器等はメーカー、機種、バージョンを統一して導入すること。	
(5) 「3.3.ハードウェア要件」に示すハードウェアは、可能な限り下記に示す環境基準に対応した製品を選択すること。 ① 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において該当の特定調達品目に対して規定されている基本方針に適合した製品） ② エコマークを取得した製品 ③ 国際エネルギースタープログラムに適合した製品 ④ EU RoHS指令に対応した製品	
(6) 納入する機器等は、設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。 調達した機器等に不正な変更（機器等の製造工程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むこと）が見付かったときに、追跡調査や立入検査等、振興会と調達先が連携して原因を調査・排除できる体制（※）を整備していること。 （※）OEM（Original Equipment Manufacturer）によって提供される機器等についても、OEM製品の製造者においても不正な変更が加えられないよう、OEM製品の販売者が機器等のサプライチェーン全体について適切に管理していること等。	

条 件	仕様書の項目に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
3.2.2. 調達物品の品質及び信頼性	
(1) 賃貸借期間内の使用に耐え得るに十分な信頼性を確保していること。	
(2) 全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。この体制には、万一機器等に欠陥が発見された場合に、直ちに対応策がとれることを含む。	
(3) 提案する機器等は、技術的要件と同等の機能を有する機種において、過去に出荷・稼働実績及び十分に高い信頼性を有する標準的な既製品（注）であること。 （注）「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。	
(4) 機器等は、設置から賃貸借期間満了まで、当該舞台技術用端末及びそれを構成する部品（消耗品を含む。）の調達が保証されること。	
3.3. ハードウェア要件	
仕様書別紙1「ハードウェア要件」に示す要件に基づき調達すること。	
仕様書別紙1「ハードウェア要件」項番0～21の仕様を満たしていること。	
3.4. ソフトウェア要件	
3.4.1. 導入要件	
(1) 納品時に「3.4.2.ソフトウェア構成」に示すソフトウェアがインストールされていること。ソフトウェアは原則として納品時点で最新バージョンであること。提案時点とバージョンが異なる場合はその旨を振興会に報告し承認を得ること。ただし、振興会がバージョン等を指示した場合はそれに従うこととする。また、振興会が動作不安定とみなした場合は、バージョンの変更指示を行う。	
(2) 導入予定のソフトウェアについて、振興会がライセンスを保有しているものに関しては、既存ライセンスを有効活用すること。 なお、振興会がライセンス及び媒体を支給するソフトウェアについては、相当機能を有する別製品に変更となる場合がある。	
(3) プリインストールソフトウェアの中で、振興会が必要ないと判断したものについてはアンインストールを行うこと。	

条 件	仕様書の項目に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
4. セキュリティ要件	
「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(令和5年度版)」に示されるセキュリティ対策事項を実現する上で必要となる対策が実施できるよう、対応可能な機器等を導入すること。	
5. 作業要件	
5.2. 設定/検証	
(2)各機器のMACアドレス情報を提出すること。	
(3)「3.4.2.ソフトウェア構成」に示すソフトウェアのインストール、設定作業及び動作確認を行うこと。	
(4)ソフトウェアのインストールに必要な手順や設定情報は振興会から提供するが、ドキュメントと異なる設定が必要だった場合は変更点をドキュメントとして提出すること。	
5.7. データ消去	
(2) 第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用してもデータが復元されないように完全にデータを消去すること。消去レベルは「米国国防省準拠方式」とする。	
(3) 作業は撤去・搬出から1か月以内に完了させ、作業完了後「データ消去証明書」等の報告書類を提出すること。	
(4) 受注者は、撤去・搬出からデータが消去されるまで、舞台技術用端末から情報が漏えいしないよう、厳重にセキュリティ管理をすること。	
6. 保守要件	
6.1. 基本方針	
6.1.2. 保守体制	
受注者は、以下の保守体制を構築し、保守を行うこと。	
(1)連絡体制を明確化し、振興会担当職員等の関係者への連絡を、円滑かつ迅速に行える仕組みとすること。	入札説明書4. (3)⑦により提出する「保守体制図」(任意様式)により説明すること。
(2)日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。また、責任を明確にし、体制図を示すこと。	〃
(3)障害発生時等に迅速な対応を可能とするため、一元的に保守業務の受付を行う保守対応窓口を設置すること。	〃

条 件	仕様書の項目に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
6.1.5. 保守対応の方式	
技術者の派遣による、現地での修理、交換、正常復帰確認作業等（以下「オンサイト対応」という。）又は機器の送付・引取りによる、修理、交換、正常復帰確認作業等（以下「センドバック対応」という。）が可能な体制を取ること。両方の方式の組合せによる保守体制でも可とするが、同一の機器は同一の内容にて保守が提供されること。	
(5)振興会の連絡を受けてから、翌々営業日までに修理が完了又は代替機が提供されること。やむを得ない事情により対応が遅れる場合は、対応時期や方法について振興会と協議の上決定すること。	
(6)代替機を提供する場合は、調達物品と同一の製品かつ良品であること。修理完了後は代替機との交換、代替機の継続利用いづれでも可とする。	
(7)代替機は、納品時と同じくソフトウェアのインストール、検証済のものを提供すること。なおマスターを振興会に提供している場合にはこの限りではない。ただしマスターを提供した場合は、振興会がWindows11にアップデートした後、これに対応したマスターを再作成し振興会に提供すること。	
(8)センドバック対応の場合は以下の点を遵守すること。 (ア)修理作業は国内の拠点で行い、海外には一切持ち出さないこと。 (イ)障害の発生した機器及び代替機において、運搬時を含め、機器の中に含まれるデータを一切漏洩させないこと。	
6.2. 保守業務内容	
6.2.2. 故障対応	
(1)故障と判断された舞台技術用端末は、修理または別機に交換すること。交換にあたっては6.1.5.(6),(7)の代替機の扱いに準じること。	
(2)舞台技術用端末の中に含まれるデータを一切漏えいさせないこと。	
(3) 障害対応作業は受注者が管理する国内の拠点で行うこととし、海外には一切持ち出さないこと。	
6.2.3. データ消去	
故障修理等によるストレージ装置交換後は、「5.7.データ消去」に基づき、ストレージ装置内のデータ消去を行うこと。消去完了後は「データ消去証明書」等の報告書類を提出すること。作業は10営業日以内に行うものとする。	
6.2.7. Windows11対応	
賃貸借期間中に振興会がOSをWindows11にアップグレードした後も、本章「6. 保守要件」に記載の保守を継続すること。	

上記の回答、提案のとおり業務を履行することを証明いたします。

[所在地]

[商号又は名称]

[代表者役職及び氏名]

本件責任者（氏名）

担当者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

## 誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第417号）第2条第1項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）

(5) 総会屋

(6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）

(7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

(8) その他前各号に準ずる者。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。

(4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会  
理事長 長谷川 眞理子 殿

〔住 所〕

本件責任者（氏名）

〔商号又は名称〕

担 当 者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

(別紙)

役員等名簿

役 職 名	法人名		
	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	
	( )	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。